

# 商品説明書

(2015年6月16日現在)

1. 商品名	普通預金（結婚・子育て資金贈与非課税口）
2. 申込受付	当行の国内本支店窓口
3. 商品概要	<p>「普通預金（結婚・子育て資金贈与非課税口）」（以下、本口座という）は、租税特別措置法第70条の2の3の規定（この規定の関連法令や内閣府および国税庁のQ &amp; Aを含む。以下、法令等という）に基づく受贈者の直系尊属から結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置「結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置」（以下、本措置という）の適用を受けるための専用の普通預金口座です。</p> <p>本口座開設時に受贈者と当行で「結婚・子育て資金管理契約（普通預金（結婚・子育て資金贈与非課税口）に関する特約）」（以下、本特約という）等を締結していただきます。</p> <p>直系尊属（祖父母や父母の方等）からお孫さまやお子さま等（20歳以上50歳未満の方に限ります）への結婚・子育て資金贈与について、お孫さまやお子さま等1人につき1,000万円（内、結婚費用は300万円）を限度として本措置の適用が受けられます。</p> <p>なお、子育て費用のうち、育児に要する費用については、小学校入学前の子に係る費用に限ります。</p> <p>&lt; 利用可能な費目 &gt;</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><b>【結婚費用】</b>          受贈者の結婚に際して支出する費用          (1) 挙式や結婚披露宴を開催するために要する挙式代、会場費など（領収書に記載された支払年月日が、入籍日の1年前から後のものに限る）          (2) 結婚を機に移り住むものとして、新たに借りた物件にかかる家賃、敷金、共益費、礼金、仲介手数料、更新手数料など（賃貸借契約書の締結の日が入籍日の前後各1年の期間内で、受贈者名義で締結した賃貸借契約に基づくものに限る。また、当該契約締結日から3年を経過する日までの間に支払われたものが対象）          (3) 結婚を機に新たな物件に転居するための引越し費用（転居の年月日が入籍日の前後各1年の期間内のものに限る）</p> <p><b>【子育て費用】</b>          受贈者（当該受贈者の配偶者を含む）の妊娠、出産又は育児に要する費用          (1) 妊娠に要する費用          ・人工授精など不妊治療に要する費用          ・妊婦健診に要する費用          (2) 出産に要する費用          ・出産日（死産・流産の日を含む。）以後1年を経過する日までに支払われた、分娩費、入院費、新生児管理保育料、検査・薬剤料、処置・手数料及び産科医療補償制度掛金など出産のための入院から退院までに要する費用          ・出産日（死産・流産の日を含む。）以後1年を経過する日までに行われた産後ケアに要する費用（6泊分又は7回分に限り）          (3) 育児に要する費用（小学校入学前の子に係る費用に限る）          ・受贈者の子の治療、予防接種、乳幼児健診、医薬品（処方箋に基づくものに限る）に要する費用          ・保育園、幼稚園、認定こども園、ベビーシッター業者等へ支払う入園料、保育料、施設設備費、入園試験の検定料、行事への参加や食事の提供など育児に伴って必要となる費用</p> </div> <p>直系尊属と受贈者（本口座の預金者）の間で書面により贈与契約を締結し、2015年6月16日から2019年3月29日までの間（以下、適用期間という）に本口座を開設し、贈与者から取得した金銭を本口座に預入する必要があります。</p> <p>当行では、贈与契約書の作成事務に携わることはできません。</p> <p>結婚・子育て資金の支払に充てた領収書等に記載された支払年月日の属する年の12月31日までに当行所定の手続きにより本口座から払い戻しいたできます。</p> <p>結婚・子育て資金の支払に充てた領収書等および結婚費用または子育て費用であることを証する書類（以下、「その他必要書類」という）を領収書等に記載された支払年月日の属する年の翌年3月15日までに当行所定の手続きによりご提出いただきます。</p> <p>資金用途の内容に応じて、戸籍謄本、住民票の写し、賃貸借契約書の写し、子の戸籍謄本、母子手帳の写しなどが必要となります。</p>

毎年1月1日から12月31日までに本口座から払い戻しをされた金額と、当行へご提出いただいた同年中の結婚・子育て資金のお支払いに係る領収書等の金額のいずれか低い金額が、同年の非課税の適用を受けられる金額（結婚・子育て資金支出額）となります。

費目により非課税の対象となる支払日付等の条件がありますのでご注意ください。

当行へご提出いただいた領収書等の金額を超えた同年の本口座からの払い戻し金額については、本口座の契約終了時に、贈与税の課税対象となりますので、ご注意ください。

本口座契約期間中に贈与者が死亡した場合、死亡した日における非課税拋出額から結婚・子育て資金支出額を控除した残額（以下「管理残額」という）をその贈与者から相続（受贈者が贈与者の相続人以外の者である場合は、遺贈）により取得したものとみなして、相続税の課税対象となります（相続税に関する法令の規定が適用されます）。

贈与者が複数いる場合、管理残額は、贈与者毎の非課税拋出額で按分計算します。

**【管理残額】**

死亡した日における非課税拋出額から結婚・子育て資金支出額を控除した残額。

（計算式）

$(\text{非課税拋出額} - \text{結婚・子育て資金支出額}) \times \text{死亡した贈与者の拋出割合}$

$\text{死亡した贈与者からの非課税拋出額} \div \text{非課税拋出額}$

**【非課税拋出額】**

結婚・子育て資金非課税申告書又は追加結婚・子育て資金非課税申告書に本措置の適用を受けるものとして記載された金額を合計した金額（1,000万円を限度とする）。

**【結婚・子育て資金支出額】**

当行において結婚・子育て資金の支払の事実を証する書類（領収書等）およびその他必要書類により結婚・子育て資金の支払の事実が確認され、かつ記録された金額の合計額。

以下に該当したことにより本口座が終了した場合において、非課税拋出額から結婚・子育て資金支出額（管理残額がある場合には、管理残額も含まれます）を控除した残額があるときは、その残額については、以下の事由に該当した日の属する年の贈与税の課税価格に算入されます。

- ・預金者が50歳に達した日（50歳の誕生日の前日）
- ・本口座の預金額が0円となり、預金者と当行の間で本特約の終了の合意があった日
- ・適用期間経過後に本口座の預金額が0円となった日

**4. ご利用可能な方**

直系尊属との間で書面による贈与契約を締結し、かつ当行と本特約を締結した20歳以上50歳未満の受贈者のお客さま（個人または営業性個人）。  
当行では、贈与契約書の作成事務に携わることはできません。

本措置の適用を受けるための口座は、一個人（受贈者）につき一金融機関かつ一営業所（一支店・一出張所）でのみ開設いただけます。

すでに他の金融機関や当行他支店・出張所で本措置の適用を受けるための口座をお持ちの場合等は本口座は解約となります（お申込みできません）。

本口座は、本措置に対応する専用の普通預金口座となりますので、すでにお持ちの普通預金口座ではご利用いただけません。

**5. 申込時等に必要な書類等**

贈与を証する書面（贈与契約書等）の原本  
直系尊属の贈与者と受贈者でご契約いただいた書面が必要になります。  
当行では、贈与契約書の作成事務に携わることはできません。

贈与者が受贈者の直系尊属であることが確認できる書類（戸籍謄本等）の原本

贈与者の氏名、住所が確認できるご本人さま確認書類（運転免許証や健康保険証等）の原本

受贈者の氏名、住所、年齢（生年月日）等が確認できるご本人さま確認書類（運転免許証や健康保険証等）の原本

受贈者の銀行届出印

当行店頭窓口にて当行所定の申込書類および法令等上定められた必要書類を、ご記入・ご提出いただく必要があります。

6. 期 間	<p>この預金には、払い戻しに関する期間の定めはありませんので、随時、以下「8. 払戻方法」により本口座から払い戻すことができます。</p> <p>本口座開設後、2019年3月29日までの間に本特約に基づき、原則、贈与者から一括で預入された結婚・子育て資金に充てる目的の資金で、以下「9. 領収書等の提出」に基づき当行に領収書等をご提出いただいた金額が本措置の適用対象となります。</p>
<p>7. お預入方法</p> <p>(1)お預入方法</p> <p>(2)お預入金額</p>	<p>本口座へのお預け入れは、原則、贈与を証する書面（贈与契約書等）に基づく贈与者からの贈与資金の一括のお預け入れに限ります。 贈与契約書に基づき申告した金額と異なるお預け入れはできません。</p> <p>本口座への贈与資金のお預け入れは、原則、当行の国内本支店窓口での入金または振込になります。 当行本支店ATMやSMB Cダイレクト（インターネットバンキング）による振込はできません。</p> <p>本口座にお預け入れいただけるのは、贈与により金銭を取得した日（通常は贈与契約日）から2ヵ月以内のお預け入れに限ります。</p> <p>累計金額1,000万円以内であれば、所定のお手続きにより、2019年3月29日までの間、本口座に追加で贈与資金をお預け入れいただくことができます。</p> <p>10万円以上、1円単位、1,000万円以内（受贈者一人あたり） ただし、本商品ではお預け入れ金額の上限は合計1,000万円となります。 上記金額の範囲内であっても、本口座から一度払い戻し等をした預金を、本口座に再度お預け入れすることはできません。</p>
<p>8. 払戻方法</p> <p>(1)払戻方法</p> <p>(2)払戻金額</p>	<p>本口座からの現金での払い戻しは、当行の国内本支店窓口のみとなります。 本口座は、自動引落等のご契約による自動的な払い戻しもご利用いただけます。</p> <p>本口座からは、随時、払い戻しが可能ですが、本措置の適用を受けるためには、結婚・子育て資金の支払いに充てた領収書等の支払日が属する年の12月31日までに本口座からの払い戻し（自動引落等のご契約による自動的な払い戻しを含みます。）が必要となります。</p> <p>本口座からの年内の払戻分については、以下「9. 領収書等の提出」に基づく領収書等の提出が無い場合は、贈与税の対象となります（管理残額がある場合には、当該管理残額については、相続税の対象となります）。 また、年内の払戻分について、年明け後に結婚・子育て費用として支払った場合、当行に領収書等を提出いただいても年内の当該領収書等に対応する払戻分については、本措置の適用を受けることができません。</p> <p>当行は、預金者が本口座から預金を払い戻し等するものについて、結婚・子育て資金として使用されるかを確認・管理するものではありません。 費目により、非課税の対象となる支払日付等の条件がありますのでご注意ください。</p> <p>1円以上、1円単位</p>
<p>9. 領収書等の提出</p> <p>(1)提出時期</p> <p>(2)提出場所</p>	<p>本措置の適用を受けるためには、本口座に最初に預入した日以降の毎年1月1日から12月31日の間に結婚・子育て資金の支払いに充てた領収書等の原本およびその他必要書類の原本を、翌年の1月1日から3月15日の間に当行所定の手続きにより提出しなければなりません。 費目により、非課税の対象となる支払日付等の条件がありますのでご注意ください。 本特約が終了した場合は、上記にかかわらず当該終了日の翌月末日までの提出となります。また、一昨年12月31日以前の領収書等および本口座へ最初に預入した日より前の日付の領収書等の場合、本措置の適用対象外となりますのでご注意ください。</p> <p>領収書等を紛失または上記期間に領収書等の提出を失念した場合、本措置の適用を受けられなくなり、贈与税の課税対象となるためご注意ください（管理残額がある場合には、当該管理残額については、相続税の対象となります）。</p> <p>領収書等の原本は、当行国内本支店窓口にご来店のうえ、ご提出ください。 当行は、ご提出いただいた領収書等を法令等に基づき確認・管理します。</p>

<p>(3)領収書等の要件等</p> <p>(4)その他必要書類等</p>	<p>当行にご提出いただく領収書等には、支払日付、金額、支払内容（摘要）、支払者（宛名は、受贈者等）、支払先の氏名（名称）、支払先の住所（所在地）が記載されている必要があります。これらの情報がある場合、領収書以外の書類についても領収書の代わりとして認められる場合があります。結婚費用の場合は上限300万円以内が本措置の適用対象となります。</p> <p>本口座の本特約に違反した場合（結婚・子育て資金と無関係な領収書等であることが判明した場合などを含む）などには、領収書等に関する記録を訂正または取消す場合があります。</p> <p>領収書等以外に、資金使途の内容に応じて、戸籍謄本、住民票の写し、賃貸借契約書の写し、子の戸籍謄本、母子手帳の写しなどが必要となります。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【婚礼に係る費用】 戸籍謄本等（婚姻の事実、入籍の年月日を確認）</p> <p>【家賃等に係る費用】 戸籍謄本等（婚姻の事実、入籍の年月日を確認） 賃貸借契約書の写し（賃貸借契約の締結日を確認） 住民票の写し（当該賃貸物件への転居の事実を確認。ただし、賃貸借契約書の写しで代用できる場合は不要）</p> <p>【引越しに係る費用】 戸籍謄本等（婚姻の事実、入籍の年月日を確認） 住民票の写し（転居の事実、転居日付を確認）</p> <p>【妊娠に要する費用】 住民票の写し等（配偶者名義の領収書等の場合、配偶者の氏名、配偶者との続柄を確認）</p> <p>【出産に要する費用】 住民票の写し等（配偶者名義の領収書等の場合、配偶者の氏名、配偶者との続柄を確認） 子の戸籍謄本、母子手帳の写し等（出産の事実、出産の年月日を確認）</p> <p>【育児に要する費用】 住民票の写し、子の戸籍謄本等（子の氏名、生年月日、受贈者との続柄を確認。子が未就学児であることを確認）</p> </div>
<p>10. 贈与者死亡時の届出等</p>	<p>本口座の契約期間中に贈与者が死亡した場合、本口座の取引店に贈与者が死亡した旨を届け出る必要があります。</p> <p>当行は、管理残額を計算の上記録します。贈与者が死亡した日以前に支払われたことを証する未提出の領収書等がある場合は、受贈者は速やかに当行へ提出する必要があります。</p> <p>贈与者が死亡した時点で管理残額がある場合、受贈者は、管理残額を贈与者から相続等により取得したものとみなされます。相続税の課税価格の計算に当たっては、当該管理残額を含めて課税価格の計算をする必要があります。計算の結果、当該贈与者から贈与等により財産を取得した方（受贈者本人や他の相続人など）それぞれの課税価格の合計額が、遺産に係る基礎控除額を超える場合には、相続税の申告期限までに相続税の申告を行う必要があります。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【管理残額】 死亡した日における非課税拋出額から結婚・子育て資金支出額を控除した残額。 (計算式) <math>(\text{非課税拋出額} - \text{結婚・子育て資金支出額}) \times \text{死亡した贈与者の拋出割合}</math> 死亡した贈与者からの非課税拋出額 ÷ 非課税拋出額</p> <p>【非課税拋出額】 結婚・子育て資金非課税申告書又は追加結婚・子育て資金非課税申告書に「結婚・子育て資金の非課税」の特例の適用を受けるものとして記載された金額を合計した金額（1,000万円を限度とする）。</p> <p>【結婚・子育て資金支出額】 当行店頭窓口において結婚・子育て資金の支払の事実を証する書類（領収書等）により結婚・子育て資金の支払の事実が確認され、かつ記録された金額の合計額。</p> </div> <p>管理残額の金額を確認する必要がある場合は、本口座の取引店にお問合せください。</p>

<p>1 1 . 利 息</p> <p>(1)適用金利</p> <p>(2)利息決算</p> <p>(3)計算方法</p> <p>(4)課 税</p>	<p>預金の利息については、本措置の対象外となり、以下「(4)課税」のとおり、分離課税となります。</p> <p>市場金利の動向等に応じて毎日決定し店頭に表示する金利を、適用します。(変動金利)</p> <p>毎年2月と8月に、次の通り利息決算を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・2月第三日曜日の翌日から同年8月第三日曜日までについての利息を決算し、その翌日に利息を預金残高に組み入れます。</li> <li>・8月第三日曜日の翌日から翌年2月第三日曜日までについての利息を決算し、その翌日に利息を預金残高に組み入れます。</li> </ul> <p>毎日の最終残高について、付利単位を1円として、1年を365日とする日数計算をもとに、利息計算します。</p> <p>ただし、その日の最終残高が1,000円未満の場合には、その日の分の利息はお付けしません。</p> <p>分離課税（国税15.315%および地方税5%、合計20.315%） 復興特別所得税が付加されており、2038年1月1日以降は合計20%となる予定です。</p> <p>法令に定められた条件を満たす個人のお客さまの場合は、申告等の所定の手続きを行うことによりマル優（非課税）の取扱を受けることができます。ただし、非課税合計額350万円が適用となります。</p> <p>なお、2005年12月31日をもって「65歳以上を対象」とするマル優制度（上限350万円）は廃止となっております。</p>
<p>1 2 . 手 数 料</p>	<p>本口座開設にかかる手数料は無料です。</p> <p>ただし、本口座に預入するにあたっての振込手数料や結婚・子育て資金の支払に充てる際の振込手数料、本口座の通帳を再発行する場合の再発行手数料等には、所定の手数料がかかります。</p> <p>本口座から支払われる各種手数料は、本措置の適用対象外となります。</p>
<p>1 3 . 預金者による表明・保証・確約</p>	<p>本口座の預金者は、本特約に記載の以下の事項等をご確認のうえ、お申込みください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本口座にお預け入れいただく預金は、贈与契約に基づき預金者が取得した資金であって、専ら預金者の結婚・子育て資金とすることが予定されていること</li> <li>・他の金融機関や当行他支店・出張所で、本口座等を開設していないこと</li> <li>・当行にご提出いただく領収書等は、相続税法第21条の3第1項第2号の規定の適用を受けた贈与により取得した財産が充てられた結婚・子育て資金にかかるものではないこと</li> <li>・当行にご提示またはご提出いただく書類は全て真正なものであることなど</li> </ul>
<p>1 4 . 当行への届出事項</p>	<p>本口座の預金者について、お名前やご住所等に変更があった場合や、遺留分による減殺請求や贈与契約の無効などで、本口座開設時に申告した金額が減少またはないこととなった場合、当行へお届けください。</p> <p>届出前に生じた損害については、当行は責任を負いません。</p>
<p>1 5 . 本特約の終了</p>	<p>以下の日のいずれか早い日に預金者と当行で締結する本特約は終了し、本口座も解約となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>預金者が50歳に達した日（50歳の誕生日の前日）</li> <li>預金者が死亡した日</li> <li>本口座の預金額が0円となり、預金者と当行の間で本特約の終了の合意があった日</li> <li>適用期間経過後に本口座の預金額が0円となった日</li> </ul> <p>上記の他、普通預金規定等に基づき解約された場合または所定の本特約違反の場合にも本特約は終了することがあります。また、本特約に違反した場合には、預金および本特約の取扱いを停止することがあります。</p> <p>上記の事由により本特約が終了する場合で、非課税拠出額から結婚・子育て資金支出額（管理残額を含む）を控除した残額があるときは、その残額が上記の事由に該当した日の属する年の贈与税の課税価格に算入されます。</p> <p>上記の事由により本特約が終了する場合は、残額は贈与税の課税価格には算入されません。</p>

16. 付加できる特約事項	<p>別途、特約することにより、利息を無利息とし、預金保険による全額保護の対象となる決済用普通預金として利用することができます。</p> <p>総合口座として、ご利用いただくことはできません。</p> <p>本口座では、キャッシュカードの発行はできません。</p> <p>SMB Cダイレクト(インターネットバンキング)、SMB Cポイントパック、SMB Cファーストパック、SMB C JCB CARD、普通預金(教育資金贈与非課税口)等、一部お申し込みいただけない商品・サービスがございます。</p>
17. 預金保険の適用	<p>預金保険の対象です。預金保険については窓口までお問い合わせください。</p>
18. 元本欠損リスクと要因	<p>特になし</p>
19. 権利行使上の制限・中途解約の制限	<p>本口座の名義の変更はできません。</p> <p>婚姻等、預金者本人の氏名が法令に基づき変更される場合を除きます。</p> <p>本口座の譲渡にかかる契約を締結することまたは本口座を担保に提供することはできません。</p> <p>本口座の預金額が0円でない場合、お客さまから本口座の解約の申し入れをすることはできません。</p>
20. 当行の契約する指定紛争解決機関	<p>当行は、お客さまとの間に生じた苦情・紛争の取扱に關しまして、銀行法上の「指定紛争解決機関」である一般社団法人全国銀行協会と契約を締結しております。</p> <p>《ご連絡先》          全国銀行協会相談室          0570-017109 または 03-5252-3772</p>
21. その他	<p>当行所定の事由等により、受贈者が本措置の適用を受けられなかった場合による損害等については、当行は責任を負いません。</p> <p>本措置の適用対象となる結婚・子育て費用の範囲やその他必要書類等についてご不明な点がある場合は、内閣府のホームページまたは税理士にご確認ください。</p>